

高水管第871号  
令和4年3月28日

各位

高槻市水道事業  
管理者 上田 昌彦  
(公印省略)

### 給水装置工事施行指針等の改訂について（通知）

平素は、高槻市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
みだしのことについて、別紙「給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイド改訂一覧表」の通り改訂いたします。

なお、改訂する給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイドは、ホームページに公開いたします。

### 記

- 1 適用年月日 令和4年4月1日以降に申込みをする給水装置工事
- 2 主な変更点 別紙「給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイド改訂一覧表」参照

以上

## 給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイド改訂一覧表

### 給水装置工事施行指針

	掲載箇所	改訂前	改訂後
1	第2編第3章 (P118) 施工 解説1)(5)	なお、仮検査やメーターの事前借用等により竣工検査前にメーターの出庫を受けることが可能であるため、必要に応じて管理者に申し出ること。	なお、仮検査により竣工検査前にメーターの出庫を受けることが可能であるため、必要に応じて管理者に申し出ること。
2	第2編第5章 (P139) 手続 表-2.5.8.2 中間検査最下行	△ 【様式第31号】メーター事前借用届出書 2部	削除
3	第3編第1章 (P147) 表-3.1.1	第31号メーター事前借用届出書の行	見え消し削除
4	第3編第1章 第31号	メーター事前借用届出書	削除

### 給水装置工事申込手続ガイド

	掲載箇所	改訂前	改訂後
1	2給水装置工事申込み (P5) 表-1 第31号	メーター事前借用届出書	見え消し削除
2	3検査 (P6) 1) 検査申込み	場所：水道部庁舎 2階給水チーム窓口	場所：水道部庁舎 1階お客様センター窓口
3	3検査 (P7) 表-3 中間検査最下行	△ 【様式第31号】メーター事前借用届出書 2部	削除